令和7年度 志木市立小・中学校使用済 GIGA スクール用端末売却 (一般競争入札) 仕様書

令和7年10月 志木市教育政策部学校教育課

1. 件名

「令和7年度志木市立小・中学校使用済 GIGA スクール用端末売却 (一般競争入札)」

2. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末(以下、「GIGA スクール端末」という。)を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法(令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」)を提示しており、本契約においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3. 受注条件

- ・ 公告日から引き続き、買主は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、埼玉県を含んでいるものに限る。)を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者であること。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が4. データ消去 に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績(令和6年度の処分実績が本件処分台数を上回ること)を有していること。
- 上記2点について、当該実績の証明書類等の写しを入札参加申請書に添付すること。

4. データ消去

- ・ 買主は、売主の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家 電リサイクル法、資源有効利用促進法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。)の広域認定制度によるもの。) において認定を受けた買主の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末 等を再使用・再資源化する。
- GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、9. 処分方法に定める方法で確実に 実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。
- ・ 端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収に必要な車両・運搬や必要 な作業経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。
- ・ 本作業完了後、作業完了報告書を提出すること。

5. 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで データ消去期限:令和8年3月31日まで 支払期限:データ消去完了後30日以内

6. 引渡し対象品

- ・ GIGA スクール端末 iPad 第8世代
- GIGA スクール端末の付属品等(AC アダプタ)

7. 予定数量・引渡し場所 別紙に記載の内容による。

8. 引渡しの方法

原則、仕様書別紙に定める場所にて予定数量の端末の引渡しを行う。 なお、対象品を引渡す時期について、令和8年2月頃からを予定しているが、市および 事業者は、引渡す日時について事前に協議を実施する。事業者は内容に基づき、引渡し に必要な車両等を手配する。

9. 処分方法

買主は、別紙に記載の回収場所から端末を回収し、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・ 「小型家電リサイクル法」を遵守し、「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の 広域認定制度」における買主の認定計画に準拠した方法で処分(再使用・再資源化) を実施する。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策 (記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等)の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・ 買主の認定計画に準拠した処分(再使用・再資源化)を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(2024年1月改訂、「以下セキュリティガイドライン」という。)に準拠したデータ消去を行うこと。 具体的な方法として、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法(以下、「上書き消去法」という。」で確実に消去を行うことを原則とする。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊(SSD・eMMCを使用している場合は2mmを目安に粉砕処理すること等)を行うこと。

- ・ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が 記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売主が端末毎にデータ消去作業の完了 を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、売主の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・ 買主の認定計画に基づき、GIGA スクール端末を再使用する場合は、売主が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

10. 支払い方法

買主より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した 事の確認を持って履行確認とし、受注金額の支払い手続きを速やかに行うこと。

11. 協議事項

売主の担当職員との連絡を密にして作業に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売主と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売主の担当職員と協議しその指示に従うこと。

12. 留意事項

(1) 損害賠償

契約に伴い第三者に与えた損害は、売主の責に帰すべきものを除き、全て買主の責任 において処理すること。

(2) その他

- ・ 本契約では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買主は、作業の従 事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人 情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は売主買主協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 本事業に係る費用には、作業の遂行に必要な経費一切を含めるものとする。
- ・ 本仕様に明示されていない事項であっても、その履行に際しての必要な事項につい ては売主と協議のうえ、誠実に対応すること。
- ・ 本仕様書に関して、確認、変更が必要な事項が生じた場合は、売主と協議すること。
- ・ 買主は本契約内容の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直 ちに売主へ当該事由の内容及び売主が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、 速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 買主の作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売主は契約 を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

(別紙) 予定数量・引き渡し場所

項番	名称	住所	引渡し端末予定数量
1	志木小学校	志木市本町一丁目 10 番 1 号	896 台
2	宗岡小学校	志木市中宗岡三丁目1番1号	357 台
3	志木第二小学校	志木市館一丁目2番1号	530 台
4	宗岡第二小学校	志木市上宗岡三丁目 13番1号	412 台
5	志木第三小学校	志木市柏町三丁目2番1号	599 台
6	宗岡第三小学校	志木市下宗岡一丁目 15番 30号	345 台
7	志木第四小学校	志木市館一丁目4番1号	438 台
8	宗岡第四小学校	志木市上宗岡一丁目1番2号	591 台
9	志木中学校	志木市柏町三丁目2番2号	621 台
10	志木第二中学校	志木市館一丁目3番1号	423 台
11	宗岡中学校	志木市上宗岡一丁目8番1号	438 台
12	宗岡第二中学校	志木市下宗岡四丁目1番10号	370 台

上記 GIGA スクール端末の台数は児童生徒の変動により各学校の保有台数は変動する。